

美波町立地適正化計画に係る 届出の手引き

都市機能誘導区域・居住誘導区域における
開発行為、建築等行為および誘導施設の休廃止の届出について

令和6年3月

美 波 町

目次

1 立地適正化計画と届出制度の概要

- 1-1 立地適正化計画・届出制度の概要 1
- 1-2 届出における事業者等への影響 4

2 誘導施設(都市機能誘導区域)に関する届出

- 2-1 届出の目的・必要となる行為 5

3 住宅(居住誘導区域)に関する届出

- 3-1 届出の目的・必要となる行為 7

4 届出書類(提出用・記入例)

- 4-1 都市機能誘導区域に関する届出書類 9

様式1 開発行為届出書

様式2 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

様式3 行為の変更届出書

様式4 誘導施設の休廃止届出書

- 4-2 居住誘導区域に関する届出書類 14

様式5 開発行為届出書

様式6 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

様式7 行為の変更届出書

5 Q&A

- Q&A 18

1 立地適正化計画と届出制度の概要

1-1 美波町立地適正化計画・届出制度の概要

● 立地適正化計画とは

平成26（2014）年の都市再生特別措置法の改正に伴い、立地適正化計画制度を創設し、居住や医療・福祉・商業等の都市機能の維持・誘導を図るコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進していくことが示されました。

本町では、人口減少や少子高齢化への対応や津波等による防災・減災対策の充実、公共交通の維持・確保を図るなど、コンパクトで持続可能なまちづくりを目指すため、都市再生特別措置法に基づき、令和6年3月に「美波町立地適正化計画※（以降、本計画という。）」を策定しました。

※本町の立地適正化計画は、都市計画マスタープランと一体的な計画として策定しています。

■ まちづくりの基本理念

住んでよかったと実感できる持続可能なまち

～未来につなげる“にぎやかそ”のまちづくり～

住民一人ひとりにとって、暮らしやすく、住み続けたいと感じられる“持続可能なまち”の形成を目指します。

また、今後、人口減少が進行していく中でも、にぎやかな過疎のまち（“にぎやかそ”）として、過去から現在そして未来へ、持続的に発展していくまちづくりを進めていきます。

■ 本計画の方針

防災・居住に関する目指すまちの姿

事前防災と事前復興により災害に柔軟に対応できるまちづくり

都市機能に関する目指すまちの姿

新たな魅力を発見し滞在したくなるまちづくり

地域連携に関する目指すまちの姿

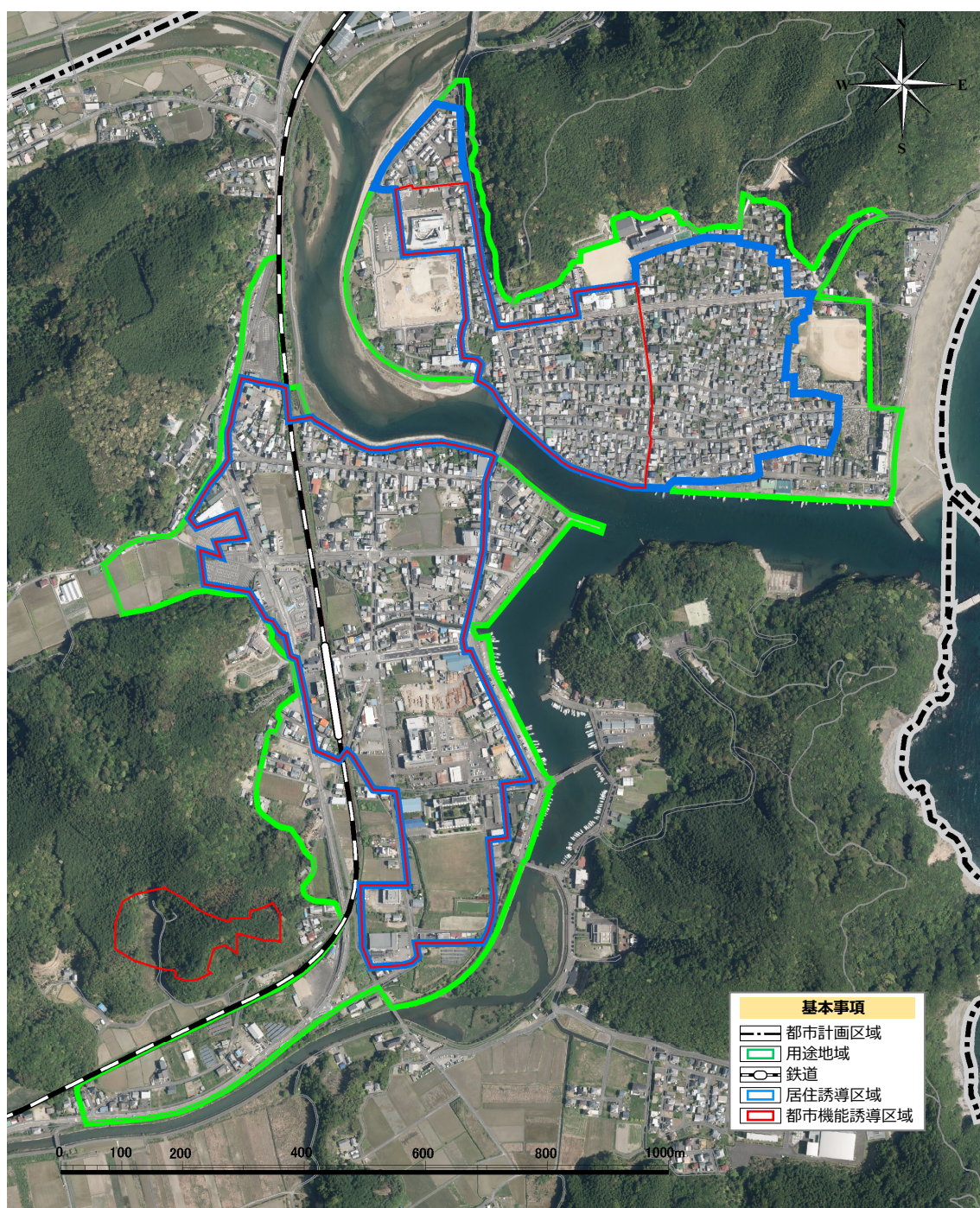
公共交通により日和佐・由岐市街地と各地域を結び、生活の質を維持・充実するまちづくり

● 美波町立地適正化計画で定めた区域・施設

本計画では、都市機能誘導区域・居住誘導区域、誘導施設を以下のように設定しています。

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心部で維持・誘導を図ることにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。また、居住誘導区域は、人口減少であっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を促す区域です。

■ 都市機能誘導区域・居住誘導区域



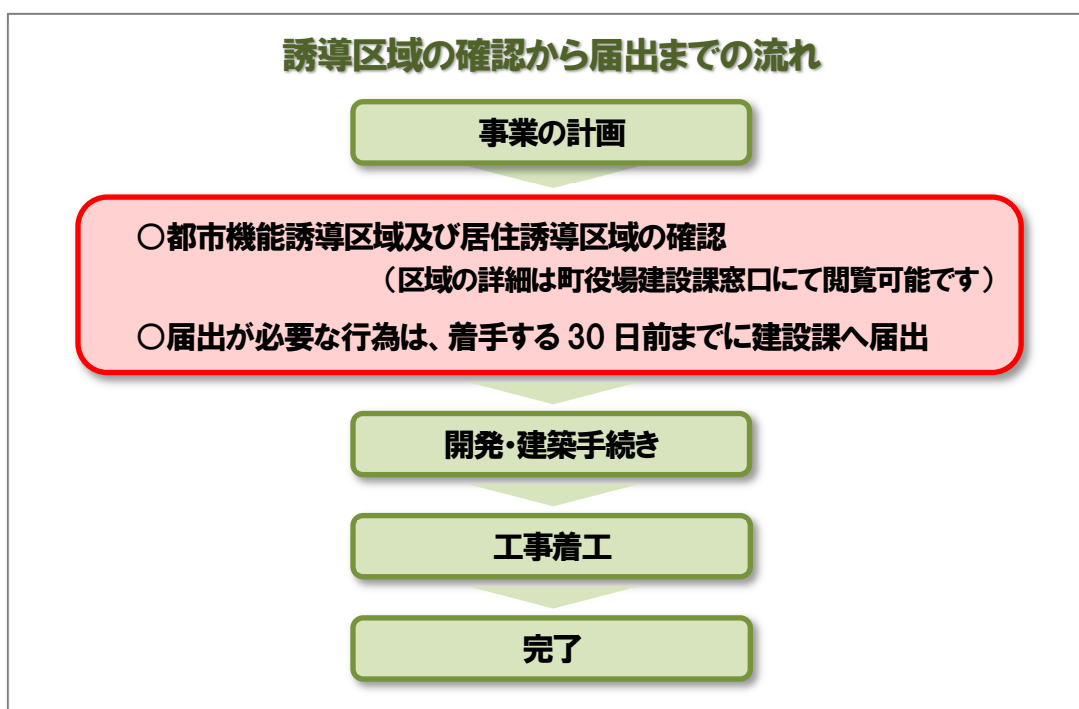
■ 誘導施設

都市機能	誘導施設
行政機能	美波町役場
医療機能	美波町医療保健センター、一般診療所
福祉機能	地域包括支援センター、福祉センター
子育て機能	子育て世代包括支援センター、日和佐こども園
商業機能	大規模小売店舗(売場面積:1,000 m ² 以上)、専門スーパー(売場面積:250 m ² 以上)
金融機能	金融機関(銀行、JA、漁協等)
宿泊機能	宿泊施設
文化機能	日和佐図書・資料館、美波町コミュニティホール
情報交流機能	道の駅日和佐、日和佐公民館
防災機能	防災センター(仮称)、日和佐中学校

● 届出制度の概要

都市計画区域において、都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為・建築行為等、都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止、また、居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発行為・建築行為をする場合には、町への事前の届出が義務付けられます。

ただし、この届出は立地を制限するものではなく、届出の機会に町と事業者がまちづくりの観点から協議を行うことで、より良いまちづくりに資する事を目的としているものです。



1-2 届出における事業者等への影響

● 届出に対する措置

町は、当該届出に係る行為が、住宅や誘導施設の立地の誘導等を図る上で支障があるかどうかを判断し、以下のような措置を検討します。

○ 支障が無いと判断した場合

- ・届出をした者に対して、誘導のための施策に関する情報提供等を行い、誘導区域内への立地を促す等の対応を行います。

○ 届出内容通りの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合

- ・届出をした者に対して、以下のような調整を行い、必要に応じて勧告を行う場合があります。
(都市再生特別措置法第 88 条第 3 項及び第 4 項、第 108 条第 3 項及び第 4 項)

- ✓ 誘導区域内において開発行為等を行うよう調整
- ✓ 開発行為等の規模を縮小するよう調整
- ✓ 開発行為等を中止するよう調整

等

- ・届出が災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域に係るもので、勧告に従わなかったときに、その旨を公表する場合があります。(都市再生特別措置法第 88 条第 5 項)

● 罰則規定

町への届出が義務付けられている行為について、これらの届出をせずに、又は虚偽の届出を行った場合には、30 万円以下の罰金が科される場合があります。(都市再生特別措置法第 130 条)

● 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

必要な届出を行わなかった場合には罰則があることから、届出義務を知らずに宅地または建物を購入等した場合には不測の損害を被る可能性があります。そのため、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において、届出義務に関する規定を説明しなければなりません。(宅地建物取引業法 第 35 条)

2 誘導施設(都市機能誘導区域)に関する届出

2-1 届出の目的・必要となる行為

● 届出の目的

町が都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動きを把握するためのものです。

● 届出が必要となる行為

都市計画区域内の都市機能誘導区域内外で、以下の行為を行おうとする場合には、事前に町への**届出が義務付け**られます。(都市再生特別措置法第88条第1項、都市再生特別措置法第108条第1項、第108条の2第1項)

開発行為(都市機能誘導区域外)

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

※開発行為は、建築物の建築、第1種・第2種特定工作物の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」全てを対象とします

建築等行為(都市機能誘導区域外)

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

誘導施設の休廃止(都市機能誘導区域内)

誘導施設を休止し、又は廃止する場合

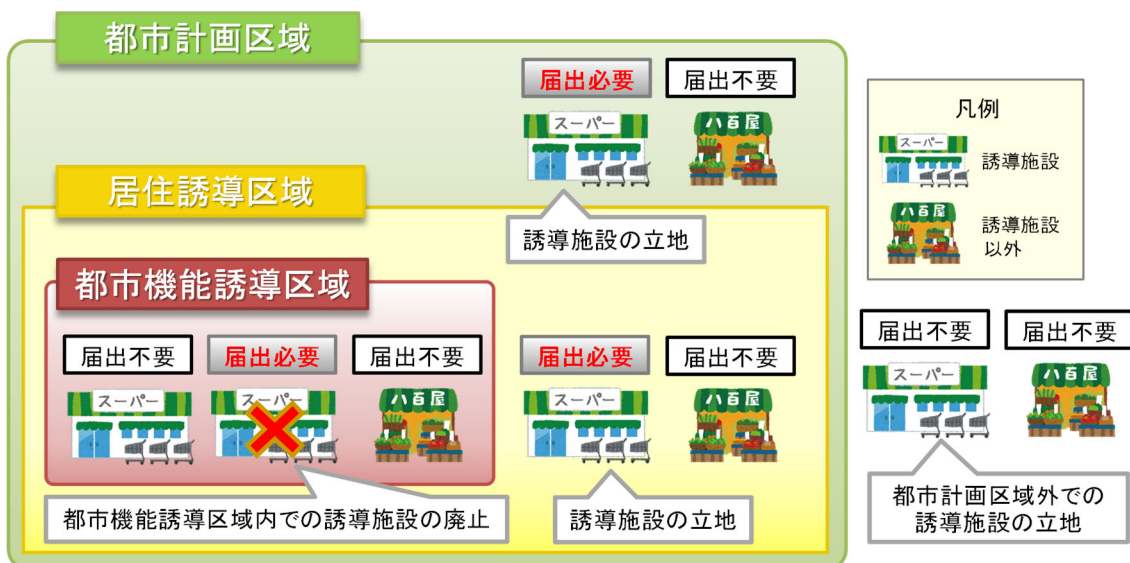
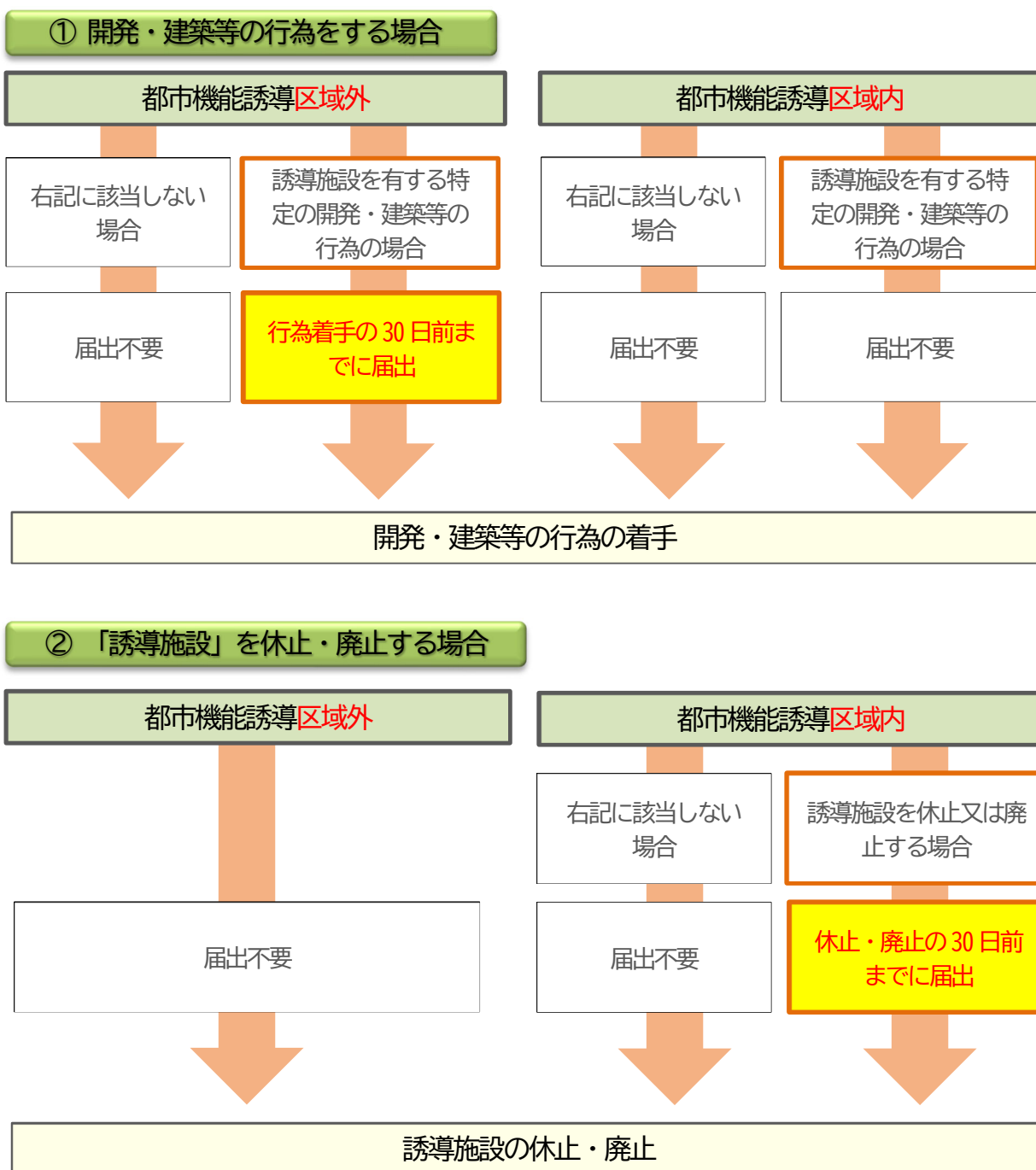


図 届出が必要となる行為のイメージ

● 届出の流れ

誘導施設（都市機能誘導区域）に関する届出の流れは、以下のとおりです。



◇届出を要しない行為（都市再生特別措置法第108条第1項、都市再生特別措置法施行令第35条及び第36条）

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為・新築
- 建築物を改築し、またはその用途を変更して誘導施設を有することとなる建築物で仮設のものとする行為
- 都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く）

3 住宅(居住誘導区域)に関する届出

3-1 届出の目的・必要となる行為

● 届出の目的

町が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握し、適切なまちづくりを促していくためのものです。

● 届出が必要となる行為

居住誘導区域外において以下の行為を行おうとする場合には、事前に町への届出が義務付けられます。(都市再生特別措置法第88条第1項、都市再生特別措置法第108条第1項)

開発行為 (居住誘導区域外)

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

【①の例】

3戸の開発行為

届



【②の例】

1,300㎡

1戸の開発行為

届



【②の例】

800㎡

2戸の開発行為

不要



建築行為等 (居住誘導区域外)

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合

【①の例】

3戸の建築行為

届



【①の例】

1戸の建築行為

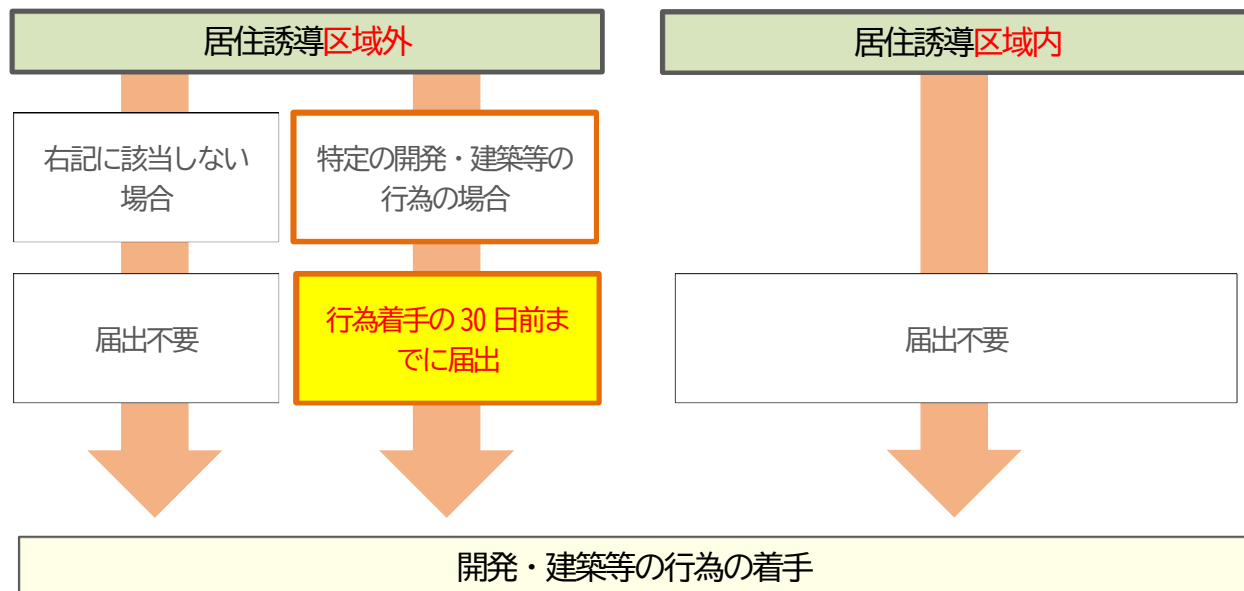
不要



※改築は、建築物の全部もしくは一部を除却し、またこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続き、これと用途・規模・構造の著しく異なる建築物を建てる行為を対象とします

● 届出の流れ

住宅（居住誘導区域）に関する届出の流れは、以下のとおりです。



◇届出を要しない行為（都市再生特別措置法第88条第1項、都市再生特別措置法施行令第27条及び第28条）

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 住宅等で仮設のものまたは農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為・新築
- 建築物を改築し、またはその用途を変更して、住宅等で仮設のものまたは農林漁業を営む者の居住の用に供するものとする行為（建築物の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）
- 都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く）

4 届出書類(提出用・記載例)

4-1 都市機能誘導区域に関する届出書類

● 届出の時期

開発行為等に着手する日の30日前までに届出なければなりません。(都市再生特別措置法第108条第1項、第108条の2第1項)

※開発許可申請及び建築確認申請等を行う前に、届出してください。

● 届出の書類

届出は、以下の区分により、所定の届出書に添付図書を添えて提出してください。開発行為を行ったうえで建築等行為を行う場合は、それぞれの行為の前に届出が必要となります。

都市機能誘導区域に関する届出書類を以下に示します。

開発行為(都市機能誘導区域外)

- ◆届出書 …………… 様式1
- ◆添付図書(都市再生特別措置法施行規則第52条第2項に定める図書)
 - ①位置図
 - ②当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域周辺を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)
 - ③設計図(縮尺100分の1以上)
 - ④その他参考となる事項を記載した図書

建築行為等(都市機能誘導区域外)

- ◆届出書 …………… 様式2
- ◆添付図書(都市再生特別措置法施行規則第52条第2項に定める図書)
 - ①位置図
 - ②敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
 - ③建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
 - ④その他参考となる事項を記載した図書

上記2つの届出内容を変更する場合

- ◆届出書 …………… 様式3
- ◆添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

誘導施設の休廃止(都市機能誘導区域内)

- ◆届出書 …………… 様式4

都市再生特別措置法施行規則 第52条第1項第1号関係

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和6年 2月 10日

30日前までに届出

(宛先) 美波町長

届出者 住所 美波町〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

印

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (土地の所在、地番)	美波町〇〇〇〇〇〇〇〇
	2 開発区域の面積	1,500平方メートル
	3 建築物の用途	宿泊施設 床面積の合計 2,000平方メートル
	4 工事の着手予定年月日	令和6年 4月 11日
	5 工事の完了予定年月日	令和6年 8月 25日
	6 その他必要な事項	(連絡先窓口) 担当者: 〇〇 〇〇

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

◇添付図書

- ①位置図
- ②当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ③設計図（縮尺100分の1以上）
- ④その他参考となる事項を記載した図書

都市再生特別措置法施行規則 第52条第1項第2号関係

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和6年 2月 15日 ← 30日前までに届出

(宛先) 美波町長

届出者 住所 **美波町〇〇〇〇〇〇〇〇**

氏名 **〇〇 〇〇** 印 印

連絡先 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 美波町〇〇〇〇〇〇〇〇 (地 目) 宅地 (面 積) 300 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	大型商業施設 (店舗面積1,000㎡以上、床面積1万㎡未満)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着工予定年月日) 令和6年 4月 17日 (完了予定年月日) 令和6年 10月 31日 (連絡先窓口) 担当者：〇〇

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

◇添付図書

- ①位置図
- ②敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ③建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ④その他参考となる事項を記載した図書

都市再生特別措置法施行規則 第55条の2 関係

誘導施設の休廃止届出書

令和6年4月22日

(宛先) 美波町長

届出者 住所 美波町〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

印

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条の2 第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）**（こつ）**について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

△△△スーパー（食料品スーパー）

美波町〇〇〇〇〇〇〇〇

- 2 休止（廃止）しようとする年月日

令和6年6月30日

- 3 休止しようとする場合にあつては、その期間

- 4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

除却予定時期 令和6年7月31日

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

注3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

30日前までに
届出

4-2 居住誘導区域に関する届出書類

● 届出の時期

開発行為等に着手する日の30日前までに届出なければなりません。(都市再生特別措置法第88条第1項)

※開発許可申請及び建築確認申請等を行う前に、届出してください。

● 届出の書類

届出は、以下の区分により、所定の届出書に添付図書を添えて提出してください。**開発行為を行っただけで建築等行為を行う場合は、それぞれの行為の前に届出が必要**となります。

居住誘導区域に関する届出書類を以下に示します。

開発行為(居住誘導区域外)

- ◆届出書 …………… 様式5
- ◆添付図書(都市再生特別措置法施行規則第35条第2項に定める図書)
 - ①位置図
 - ②当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域周辺を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)
 - ③設計図(縮尺100分の1以上)
 - ④その他参考となる事項を記載した図書

建築等行為(居住誘導区域外)

- ◆届出書 …………… 様式6
- ◆添付図書(都市再生特別措置法施行規則第35条第2項に定める図書)
 - ①位置図
 - ②敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
 - ③住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
 - ④その他参考となる事項を記載した図書

上記2つの届出内容を変更する場合

- ◆届出書 …………… 様式7
- ◆添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

都市再生特別措置法施行規則 第35条第1項第1号関係

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和6年4月9日

30日前までに届出

(宛先) 美波町長

届出者 住所 美波町〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

印 

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	美波町〇〇〇〇〇〇〇〇
	2 開発区域の面積	1,400 平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅・長屋・共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和6年 5月 27日
	5 工事の完了予定年月日	令和6年 9月 16日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) 5区画

- 注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 注2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

◇添付図書

- ①位置図
- ②当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ③設計図（縮尺100分の1以上）
- ④その他参考となる事項を記載した図書

都市再生特別措置法施行規則 第35条第1項第2号関係

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

令和6年4月26日 ← 30日前までに届出

(宛先) 美波町長

届出者 住所 **美波町〇〇〇〇〇〇〇〇**
 氏名 **〇〇 〇〇** 印 **印**
 連絡先 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 美波町〇〇〇〇〇〇〇〇 (地目) 宅地 (面積) 1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	一戸建ての住宅・長屋・ 共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着工予定年月日) 令和6年6月8日 (完了予定年月日) 令和7年2月18日 (戸数) 12戸

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

◇添付図書

- ①位置図
- ②敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ③住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ④その他参考となる事項を記載した図書

都市再生特別措置法施行規則 第38条第1項関係

行為の変更届出書

令和5年4月25日

(宛先) 美波町長

届出者 住所 美波町〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

印

印

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

30日前までに届出

記

1 当初の届出年月日 令和6年4月4日

2 変更の内容

・戸数の変更(12戸 → 10戸)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和6年6月10日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和7年3月10日

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

注3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること

◇添付図書

開発行為、建築等行為のそれぞれの場合と同様

5 Q&A

■ 届出対象区域について

Q	各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。
A	美波町建設課窓口や美波町ホームページ上で確認できます。
Q	届出対象となる行為の敷地が誘導区域の内外にまたがる場合、届出は必要となりますか。
A	届出対象となる行為の敷地の一部が誘導区域外にある場合は、届出が必要です。

■ 届出が必要な行為について

Q	届出対象となる「開発行為」とはどのような行為ですか。
A	都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」をいい、規模については次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為の場合：規模にかかわらず全て対象・1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為の場合：規模が1,000㎡以上のもの・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為の場合：規模にかかわらず全て対象
Q	開発行為の届出をすれば建築行為の届出は不要ですか。
A	開発行為、建築行為それぞれについて、行為着手の30日前までに届出が必要となります。
Q	仮設の建築物等は届出対象になりますか。
A	仮設の建築物は届出対象にはなりません。期間限定の催し物等において、一時的に誘導施設の用途となる場合も対象にはなりません。また、仮設のための開発行為も同様です。

■ 届出対象となる行為（誘導施設）について

Q	誘導施設の開発・建築等行為を計画していますが、届出の対象となるか、どのように判断すればよいでしょうか。
A	誘導施設が設定されている都市機能誘導区域以外の場所（都市計画区域内）で開発・建築等を行う場合は届出が必要となるため、本手引きの3ページに示す誘導施設をご確認いただく必要があります。
Q	施設の一部に誘導施設を含む複合施設は届出対象になりますか。
A	誘導施設を有する建築物は届出対象となります。
Q	誘導施設の設定のない施設については届出の必要はありませんか。
A	必要ありません。（住宅については、居住誘導区域以外の場所で一定規模以上の開発・建築等行為を行う場合に届出が必要です。）
Q	誘導施設に示された「スーパー（売場面積：250㎡以上）」とは、どのような施設が該当しますか。
A	衣料品や食料品、住関連の商品等を扱う、建物内の売場面積が250㎡以上となる商業施設が対象となります。 開発または建築を検討している施設について、届出が必要かを迷われた際には、担当課までお問い合わせください。

■ 届出対象となる行為（住宅）について

Q	届出対象となる「住宅」とはどのようなものですか。
A	「住宅」とは、戸建て住宅、長屋、共同住宅、併用住宅で、建築基準法における「住宅」に該当すると判断されるものをいいます。
Q	サービス付高齢者向け住宅や社宅についても「住宅」に該当しますか。
A	実態に応じて、建築基準法上、共同住宅に該当すると判断されるものは「住宅」として取り扱います。
Q	3戸の建売住宅を同時期に建築する予定ですが、届出の対象になりますか。
A	建築主及び着工日が同一で、隣接する土地に建築する場合には、建築等行為の届出対象となります。

■ その他

Q	届出を行う義務があるのは誰ですか。
A	届出対象となる行為を行おうとする方です。
Q	代理者が届出の手続きを行うことは可能ですか。
A	行為を行おうとする方から委任を受けた代理の方が手続きを行うことは可能です。 その場合、委任状の添付が必要です。
Q	届出に関する罰則はありますか。
A	届出をしないで又は虚偽の届出をして届出対象となる開発・建築行為等（変更を含む）を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条において、30 万円以下の罰金に処するものと規定されています。

